平成２１年（フ）第３９９号
愛知県一宮市大和町南高井字中ノ町67番地22
債務者　前田　義久
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４１３号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字舟入１番地１
コープ野村Ｃ―1011号
債務者　野田　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４２０号
愛知県稲沢市平和町城西339番地　ソシア宮町２―108号
債務者　大内やよい
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４３９号
愛知県一宮市森本５丁目５番13号
債務者　平松喜美枝
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４７１号
愛知県江南市飛高町泉32番地
債務者　沢田　増美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３３１号
沖縄県那覇市字銘苅206番地
債務者　濱元　智也
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１３１５号
札幌市中央区宮の森３条10丁目１番８―303号
債務者　成田むつ子（旧姓黒崎）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９６６号
札幌市南区澄川５条12丁目14番12号
債務者　佐々木清美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０４８号
札幌市北区新琴似12条９丁目１番18号　芳岳荘２号
債務者　川口　良太
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０９７号
札幌市北区北25条西16丁目８番６号
債務者　池田　清彦
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１２２号
札幌市豊平区月寒東３条16丁目１番24号
フォレスト北野通203号
債務者　宮田　新一（旧姓末政・川邊）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１２３号
札幌市豊平区月寒東３条16丁目１番24号
フォレスト北野通203号
債務者　宮田　禮子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１６８号
札幌市白石区北郷５条８丁目10番９号
債務者　藤垣　良一
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１６９号
札幌市白石区北郷５条８丁目10番９号
債務者　藤垣　泰子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１７５号
北海道江別市高砂町34番地の９　市役所前ハイツパール105号室
債務者　久末　啓一
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２１５号
札幌市東区北11条東４丁目１番11―302号
債務者　小間絵里子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２２５号
札幌市手稲区富丘５条４丁目13番30号　第１コーポ藤102号
債務者　小坂　昭彦
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部